

令和6年第6回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年6月25日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第6回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年6月25日（火） 午後3時00分から午後3時17分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 大会議室奥	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第6回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第6回朝霞市農業委員会総会

令和6年6月25日（火）

午後3時00分から

午後3時17分まで

朝霞市役所 別館5階 大会議室奥

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

18番 秋山 磨弥 委員 19番 小寺 昌 委員

3 提出議案

議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農業の用に供した旨の証明願について

4 諸報告

(1) 報告第6号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	栗原 昌章
委	員	石原 実
委	員	富岡 勇一
委	員	高野 正芳
委	員	渋谷 昇
委	員	金子 靖彦
委	員	渡邊 忠
委	員	高麗 俊一
委	員	千田 理恵子
委	員	野島 一
委	員	須田 哲也
委	員	蕪木 勝美
委	員	高野 政江
委	員	浅川 秀雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	小寺 昌
委	員	高橋 吉久

欠席委員（1人）

委	員	高橋 秀明
---	---	-------

事務局

事	務	局	局 次 長	佐藤 たかみ
事	務	局	専 門 員	山根 浩
事	務	局	主 任	根古谷 哲

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・佐藤局次長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第6回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第6回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

梅雨入りしたばかりではありますが、暑くて湿度も高く、昨日あたりは関東地区で160人くらい搬送されたと聞きました。屋外での作業時は勿論のことですが、湿度が高いと屋内でも熱中症があるみたいなので、十分気を付けていただきたいと思います。

そのような暑い中ではございますが、来月1日から8日の間にかけて、また恒例の農地パトロールをお願いするようになるかと思えます。詳細につきましては後程、事務局の方から報告があるかと思えますので、ご協力、よろしく願いいたします。

それでは、本日も提出議案が4議案ございますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○事務局・佐藤局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指

○渋谷委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は6月20日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲り受け人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人は年間のほとんどを農業に従事しており、農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は約125アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、申請地では露地野菜を栽培する予定とのことや、農薬や化学肥料の使用を最小限に抑え、周囲の環境に配慮しながら農業を行うと述べていることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約10分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞台駅南口からサミットストア方面に約300メートル進み、朝霞台駅入口交差点を左折します。350メートル程進んで弁財坂下交差点を右折し、また350メートル程進んで第三中学校グラウンドを過ぎたところで左折します。その先に約15メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第14号につきまして、何かご質問がございますか。

賃借料 0円

作物 トマト、きゅうり、ナス

権利の種類 使用貸借権設定

調査説明委員、高野 正芳委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第16号につきまして、高野 正芳委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高野委員

農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画に関する調査は、6月20日に行って来ました。

申請者の住所・氏名、利用権を設定する土地の所在地、地目、面積、設定する利用権の種類などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、『農業経営基盤の強化の促進に関する、基本的な構想』に、利用集積を受ける際の要件が定められており、利用権の設定を受ける者が、当該要件を満たすか否かについて申し上げます。

はじめに、利用権の設定を受ける者が、すべての農地を効率的に利用すると認められるか否かですが、■■さんは、所有する農地すべて耕作されており、不耕作地はございません。

次に、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるか否かですが、■■さんは、年間のほとんどを農業に従事しており、また、新座市農業委員会に確認したところ、農業経営状況調査においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるか否かですが、■■さんは、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者としても認定されており、問題はないと考えます。

次に、農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるか否かについては、■■さんの世帯は、青壮年の農業従事者がいるため、問題はないものと考えます。

申請地の位置ですが、8ページをお開きください。

朝霞駅東口から、県道朝霞蕨線をさいたま市方面へ進みます。

2キロほど進むと「花の木」交差点がありますので、内間木支所方面に左折します。

そこから230メートル先のツバメ急便の十字路交差点を左折し、そこから100メートル先にある左手が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第16号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件につきまして、決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第16号につきましては、農用地利用集積計画を決定とすることに決しました。

次に、議案第17号「農業の用に供した旨の証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは10ページをご覧ください。

議案第17号 農業の用に供した旨の証明願について

令和6年6月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

- ・膝折町5丁目■■■■■、畑、畑、1,026平方メートル
- ・膝折町5丁目■■■■■、畑、畑、859平方メートル

約190メートル進んだ先にある左手側の畑と、そこから更に北浦公園方向に約200メートル進んだ先にある右手側の畑が今回の申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第17号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件につきまして、農業の用に供した旨を証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第17号につきましては、農業の用に供した旨を証明することと決しました。

次に、諸報告を行います。報告第6号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、7月23日(火)午後3時からです。場所は、中央公民館・コミュニティセンター1階、集会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・佐藤局次長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第6回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

18番 秋山 磨弥 委員

19番 小寺 昌 委員

令和6年7月23日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員